

震災復興情報

皆さんに
伝えたい情報必要な手続き
はお早め困り事は
気軽に相談を内部を認める
上は募集お楽しみ
イベント

被災した住宅の再建支援制度

～東日本大震災被災者住宅再建事業・東日本大震災被災者危険住宅移転事業～

市では、東日本大震災で被災した住宅の再建へ向け「東日本大震災被災者住宅再建事業」と「東日本大震災被災者危険住宅移転事業」の2つの支援事業を行っています。今月号では、2つの事業のよくある質問項目について、Q&A形式でお知らせします。

Q&A

Q1 受付の終了はいつですか。

A1 2つの事業とも平成33年3月31日を受付の期限とします。ただし、住宅再建事業の補修に関しては期限を検討し、今後、お知らせします。

Q2 市外に住宅を購入した場合は、補助金の対象となりますか。

A2 災害危険区域内からの市外移転は、2つの事業とも対象となりますが、災害危険区域外からの市外移転は、住宅再建事業の目的が市内への定住促進であるため、対象となりません。

Q3 2世帯住宅の場合の補助金の取り扱いはどうなりますか。

A3 2世帯住宅とは、「構造上および利用上それぞれ各世帯が独立的に区分されているもの」で、具体的には、世帯ごとに玄関、台所、トイレがあり、世帯を仕切る壁がある建物をいいます。この条件に当てはまる場合は、2戸として取り扱いますが、申請時に、平面図等の2世帯住宅を確認できる書類を添付いただきます。また、現地確認が必要な場合もあります。

Q4 自分で住宅を補修した場合、住宅再建事業（補修費用補助）の対象となりますか。

A4 材料代、機材のレンタル料等を対象とし、費用は領収書で確認します。

Q5 トレーラーハウスやプレハブ住宅を購入し、再建した場合は対象となりますか。

A5 事業の対象となる住宅は、建築基準法に規定する建築物のうち、一戸建ての住宅、長屋または共同住宅に該当するものをいい、建築確認申請により確認済証および検査済証の交付を受けた建築物が補助対象となります。したがって、トレーラーハウスに水道、電気等を接続しても対象となりません。

Q6 申請してからどのくらいの期間で入金されますか。

A6 申請後2カ月～3カ月が目安です。

Q7 貸主の同意を得て借家を補修した場合、住宅再建事業（補修費用補助）の対象となりますか。

A7 定住を目的とした大規模な修繕は所有者が行うものであり、借家の補修は住宅再建事業の対象となりません。

Q8 住宅再建事業（補修費用補助）は、補修する箇所に制限はありますか。

A8 住居（設備を含む）の機能を回復させるための工事であれば対象となります。したがって、造園・門扉・ブロック塀等の外構工事は対象となりません。

Q9 地盤沈下により側溝から浸水するようになり外構の盛土工事を行いました。かさ上げ費用補助の対象となりますか。

A9 外構工事のみでは対象となりません。住宅を建設する際に行った盛土や高基礎等のかさ上げ工事が対象となります。

Q10 災害危険区域内の被災者が、市外の津波浸水区域内に自己資金で盛土工事を行って住宅を建築した場合は、住宅再建事業（取得費用補助）およびかさ上げ補助の対象となりますか。

A10 かさ上げ補助は、市が指定した浸水区域を対象としており、他市町の浸水区域は該当しません。したがって、取得費用補助のみの対象となります。

Q11 災害危険区域内と区域外の二つの世帯が、移転を機に一つの世帯となり、住宅を建設した場合、2世帯分の補助金を受けられますか。

A11 2つの制度とも再建した住宅が単位となりますので、補助金額は1棟分となります。

Q12 自宅の補修を2回に分けて行う予定です。補助金の交付申請は2度行えばいいのですか。

A12 補助金の交付申請時期は住宅再建が全て完了してからとなります。これまでに行った補修費用を合算して一度に申請してください。

申請手続き

◆申請場所 市役所3階生活再建支援課（36番窓口）・各総合支所保健福祉課

◆申請方法 申請は予約制です。あらかじめ電話で申し込みの上、申請してください。

◆申請書類 申請に必要な書類が多数あります。詳細は、お問い合わせいただくか、ホームページまたは市報5月15日号に掲載した「東日本大震災被災者住宅再建事業」および「東日本大震災被災者危険住宅移転事業」の内容をご覧ください。

☎・問 生活再建支援課(内線3957)・各総合支所保健福祉課

お知らせ

被災従前地買取り個別契約会を開始します(要予約)

災害危険区域に指定した地域の土地買取りのため、9月下旬から個別契約会を開始します。 ※契約会は、コールセンターによる事前予約制です。

対象 湊、渡波、河北・大川地区、牡鹿・鮎川地区、雄勝中心部の土地所有者で、市から買取り決定および契約会の案内が届いた方
その他の地区については、用地測量後、面積および土地境界が確定次第、随時買取り手続きを行います

※1 買取り依頼書を提出した方には、土地代金提示書および回答書を郵送しますので、同封の返信用封筒にて回答書を市に返送してください。

※2 回答書を市に提出し、土地価格に同意した方には、買取り決定および契約会の案内を順次郵送します。

予約方法 契約会の案内をご覧になり、契約日時・会場を選択の上、コールセンターで予約を行ってください。契約日時・会場・コールセンターの連絡先は、契約会の案内に記載します。

契約会場 (予定) 太陽生命ビル(市役所南側)、渡波公民館、みなと荘
河北総合支所、牡鹿総合支所、雄勝総合支所等

※遠隔地の方等、諸般の事情により、契約会に来場できない方は問い合わせください。

☎ 土地利用課(内線5533～5540)

募集

市営根上り松復興住宅車いす住戸の入居者を再募集します

市営根上り松復興住宅の車いす住戸の入居者随時募集は9月13日(金)で終了しますが、受付終了までに入居者が決まらない場合は、入居資格条件を緩和して再募集します。

再募集受付期間 9月17日(火)～10月31日(木)必着

申込資格 東日本大震災で自宅が全壊または、大規模半壊、半壊で解体を余儀なくされた方のうち、車いすを常時使用している方のいる世帯(これまで資格条件としていた、車いすを常時使用している方の自立については、問いません)

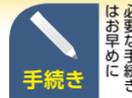
申込窓口 市役所3階 事前登録相談窓口(37番窓口)

☎・問 復興住宅課 事前登録相談窓口(内線 3981～3983)

専用ダイヤル ☎90-8041・90-8042



震災復興情報



相談に関するお知らせ

●被災従前地買取りのための無料相談窓口のお知らせ(要予約)

防災集団移転促進事業の被災従前地買取り事業を開始するにあたり、相続関係、権利関係等について、司法書士による無料相談窓口を開設しています。

と き 毎週月、木、日曜日(祝日も実施) 午前10時～午後5時
と ころ 石巻司法書士相談センター(鑄銭場5-9いせんばプラザ102)
相談内容 相続関係、抵当権、その他権利関係等
予約受付 司法書士相談窓口予約コールセンター
 ☎95-1111(内線5541～5542) ☎98-8986
 午前9時～正午・午後1時～5時(土日・祝日を除く)

☎ 土地利用課(内線5535・5536)

●弁護士・社会福祉士による「無料相談会」のお知らせ

弁護士による相談内容

- 被災ローン減免制度 ・ 金銭貸借 ・ 離婚 ・ 家庭内暴力 ・ 解雇
- パワハラ ・ 未払賃金 ・ 建築トラブル ・ 不動産トラブル
- 交通事故 ・ 損害賠償 ・ 成年後見等

社会福祉士による相談内容

- 生活困窮 ・ 介護 ・ 物忘れが気になる ・ 人間関係 ・ ストレス
- 眠れない等

ひとりで悩まず専門家へご相談ください。上記以外の相談も可能です。

| と き | と ころ | 相談時間 | 相談担当者 |
|----------|---------------------------------|---------------|-----------|
| 9月24日(火) | 仮設にっこりサンパーク団地集会所(北上町十三浜字小田93-4) | 午前10時30分～午後3時 | 弁護士・社会福祉士 |

主催:日本司法支援センター(法テラス宮城)

共催:仙台弁護士会・宮城県サポートセンター支援事務所

※事前予約の方が優先(当日相談も可能)

※専門家との個別面談

☎ ☎ 法テラス東松島 ☎050-3383-0009
 午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)

●「災害復興住宅融資」相談会(要予約)

住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)では、震災により被害を受けた方が、住宅の再建・補修をするための融資(建設・購入の場合は当初5年間の金利0%)について、相談会を行っています。

なお、相談会への参加を希望する場合は、事前に予約をお願いします。

と き 9月22日(日)、23日(月・祝)、24日(火) 午前10時～午後4時
と ころ 市役所5階市民サロン前
参加費 無料
 ☎ ☎ 住宅金融支援機構東北支店 ☎022-227-5035
 午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)



9月30日(月)をもって 災害廃棄物一次仮置場への受け入れを終了します

被災した家財等がまだ残っている方は、受け入れ終了前に、搬入許可証の発行を受けた上で、一次仮置場まで搬入していただく必要がありますので、事前にご連絡ください。

受け入れている一次仮置場

- 石巻工業港雲雀野ふ頭 ・ 雄勝グラウンド ・ 牡鹿表浜漁港
- 牡鹿山鳥駐車場 ・ 牡鹿谷川(旧水産公社)

搬入許可申請に必要な書類

- 「[り災証明書]または「被災証明書」 ・ 搬入物の写真(2～3枚程度)
- 搬入車両を確認できるもの(車検証のコピーもしくはナンバーが写っている車両写真)

※10月1日以降は、災害廃棄物の取り扱いができませんので、廃棄物の処理は各自が責任を持って行ってください。

☎ 災害廃棄物対策課(内線6305・6316)



「思い出の写真」デジタル公開出張展示会のお知らせ

震災に伴い、市が拾得した写真等を一人でも多くの方にお返ししたいという思いから、各仮設住宅や公民館等を巡回し写真等の展示会を開催します。展示内容は、パソコンによる写真データと一部の現物写真です。ご自分の写真等が確認できれば返却できますのでぜひお越しください。

受付時間 午前9時30分～午後4時

| 会場名 | 展示日程 |
|--------------|--------------------|
| 仮設渡波第2団地集会所 | 9月21日(土)～23日(月・祝) |
| 仮設鮎川小学校団地集会所 | 9月27日(金)～29日(日) |
| 仮設追波川河川団地集会所 | 10月4日(金)～5日(土) |
| 仮設水押球場団地集会所 | 10月13日(日)～14日(月・祝) |
| 仮設旭化成団地集会所 | 10月18日(金)～20日(日) |

※会場によってはパソコンが使えない場合もありますので、ご了承ください。
 ※写真等をお引き取りになる際は、保険証等の身分証明書を確保させていただきますので、忘れずにお持ちください。

※10月で出張展示会は終了します。デジタル公開センターは続けますのでご利用ください。

☎ 「思い出の写真」デジタル公開センター ☎24-9364

※毎週月曜日および祝日の翌日は休館日となります。



〔市制度〕被災者住宅応急修理補助制度の工事完了報告書等の提出

〔市制度〕被災者住宅応急修理補助制度の申し込みは3月29日で終了しました。まだ、「工事完了報告書」および「支払請求書」を提出されていない方は、早めに提出願います。

受付窓口 市役所5階市民サロン内「住宅応急修理受付窓口」

☎ ☎ 建築指導課住宅応急修理担当(内線5947・5948)



市立女子高校の改修工事に伴う避難所のお知らせ

市立女子高校の校舎および屋内体育館が災害時の避難所として指定されていますが、校舎等の改修工事および解体新築工事に伴い、平成27年3月ころまで避難所として使用できなくなります。

工事期間中は、同一敷地内西側の桜会館とグラウンド内仮設校舎1階特別教室を避難所として使用してください。

☎ 危機対策課(内線4168)



テレワーク1000プロジェクト お仕事説明会開催

市内に住んでいて仕事を探している皆さんに対して、お仕事説明会を開催します。パソコンとインターネットがあればいつでも自宅で仕事ができます。

対 象 市内在住の方
と き 9月19日(木) 午後2時～4時(受付 午後1時40分～)
と ころ 河北総合センター「ビッグバン」1階「集いの部屋」

☎ ☎ 石巻在宅就業支援センター
 ☎080-0800-3384
 Eメール webmaster@i-zaitaku.com
 URL http://www.i-zaitaku.com/

お子さん連れでも
参加できます!

お知らせ 復興特区による税制優遇制度のお知らせ

市では、復興特区による税制優遇制度の相談、申請を受け付けています。対象となる法人・個人事業者の方は、法人税や所得税、地方税免除等の特例を受けることができますので、ぜひご利用ください。
※特例を受けるためには、市(または県)からの指定および事業実施状況の認定が必要です。

| 特区名(認定日) | 対象区域 | 対象業種 | 受付・問い合わせ窓口 |
|--------------------------------------|---|------------------------------------|---|
| 石巻まちなか再生特区 (平成24年3月23日) | 中心市街地(中央、中瀬、立町、千石町、錆銭場、穀町、日和が丘一丁目および住吉町一丁目の一部) | 医療業、商業、宿泊業、飲食業、ICT関連産業、新エネルギー関連産業等 | 産業推進課 (内線3543・3544) |
| 愛ランド特区 (平成24年7月27日) ※9月28日変更認定 | 渡波、荻浜、田代、牡鹿、雄勝、北上地区の一部 | 商業、宿泊業、飲食業、新エネルギー、関連産業等 | 産業推進課 (内線3543・3544) 牡鹿総合支所地域振興課 ☎45-2111(内線152) 雄勝総合支所地域振興課 ☎57-3651 北上総合支所地域振興課 ☎67-2114 |
| 民間投資促進特区 ものづくり産業版 (平成24年2月9日) | 用途地域における「工業専用地域」、「工業地域」、「準工業地域」のうち既存居住地域を除く地域等の一部 | 自動車や高度電子機械、食品等の製造関連産業 | 県東部地方振興事務所 ☎95-1414 |
| 民間投資促進特区 IT産業版 (平成24年6月12日) | 中央、門脇町、羽黒町、山下・大街道、湊、中里、蛇田、開成地区の一部 | 情報サービス関連産業 | 県東部地方振興事務所 ☎95-1414 |
| 民間投資促進特区 農業版 (平成24年9月28日) | 蛇田、稲井、渡波、河南、河北、北上、牡鹿地区の一部 | 農業に関連する食品製造業、宿泊業、飲食業等 | 農林課(内線3553) |

復興特区の種類

税制特例の内容

①新規立地促進税制
復興特区の認定日以降に新設された法人は、指定後5年間、法人税の課税が発生しない特例が受けられます。

②特別償却または税額控除
指定を受けた日以降に取得等した事業用設備等について、特別償却または税額控除が受けられます。

③法人税等の特別控除
被災雇用者等に対する給与等支給額の10%を、税額の20%を限度として指定後5年間、税額控除が受けられます。

④研究開発税制の特例
指定を受けた日以降に取得等した開発や研究を目的とする資産について、即時償却と併せて12%の税額控除が受けられます。

※①から③は、いずれか一つの選択適用となります。④は併用することができます。

⑤地方税の特例
①、②、④の特例を受けた場合、法人事業税や不動産取得税、固定資産税の免除を受けられます。

手続き

①指定事業者の指定申請・指定書の交付
・所定の申請書等のほか、必要な資料を添えて市(または県)に申請してください。
・必要な要件を満たしていると認められる場合、指定事業者として指定され、指定書が交付されます。

②指定に係る事業の実施状況報告・認定書の交付
・事業年度終了後、実施状況や収支決算等の実績を記載した実施状況報告書を提出してください。
・事業を適切に実施していると認められる場合、認定書が交付されます。
※指定申請、実施状況報告に必要な申請書等様式は、市ホームページからダウンロードできます。

③国税、地方税窓口での手続き
・認定書の交付を受けた後、税務署(国税)、県税事務所および市資産税課(地方税)で、特例を受けるための手続きを行ってください。

募集 建築物等耐震対策助成事業

- ①危険ブロック塀等の除却への助成 (募集予定件数 40件)
- ②木造住宅耐震診断への助成 (募集予定件数 35件)
- ③木造住宅耐震改修工事への助成 (募集予定件数 10件)

申込期限 12月13日(金)
なお、募集予定件数を超えた場合には、申し込みを終了します。
※条件等の詳細は市報6月15日号をご覧ください。
☎ 建築指導課(内線5675)

「石巻市中心市街地活性化検討市民会議」委員を募集します

石巻市中心市街地活性化基本計画の見直しに伴い、各年代や中心市街地内外に住んでいる方等の幅広い意見、要望等を反映させるため設置する「石巻市中心市街地活性化検討市民会議」の委員を募集します。

- 募集人数** 10人(20歳代から60歳代まで各年代2人)
- 任期** 委嘱の日から平成26年3月31日まで
- 職務内容** 任期期間中に開催される会議に出席し、会議の目的に沿って意見、提案等を行います。
- 応募資格** 次のすべての資格要件を満たす方
 - ・市内に住所を有し、平成25年4月1日現在における年齢が20歳以上の方
 - ・国および地方公共団体の議員または常勤の公務員以外で本市の他の審議会等の公募委員でない方
 - ・土・日曜日、または平日夜に開催される会議(5回程度)に出席できる方
- 応募期限** 10月4日(金)必着
- 応募方法** 次の必要事項を明記し、小論文(テーマ「中心市街地に求めること」、400字程度)を添えて復興政策課へ郵送、FAX、Eメール等で申し込みください。(いずれも様式は問いません)
 - ・必要事項:住所、氏名、年齢、生年月日、職業、連絡先の電話番号、FAX番号、メールアドレス、応募の動機
- 選考方法** 応募書類をもとに選考委員会において男女、年齢(年代)に配慮した選考を行い、その結果については応募者全員に文書で通知します。なお、応募人数に達しない場合については、再公募は行いません。

謝礼 会議の出席ごとに3,000円を支給します。
※「中心市街地」とは、JR石巻駅前周辺から南東部の商業地域を中心に、中瀬地区を加えた範囲をいいます。
☎・☎ 復興政策課(内線4214・4215)
FAX 22-4995
Eメール reconst@city.ishinomaki.lg.jp

お知らせ 「石巻地区」特定健診・健康診査・前立腺がん検診・肝炎ウイルス検診・被災者特別健診が終了します。

健診は10月10日(木)までです。申し込みをまだしていない方は、早めに受診しましょう。
申し込みをしていない方で、受診を希望される方は、追加申し込みができますのでご連絡ください。

9月は、健康増進普及月間です!
「1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ」～健康寿命の延伸～
健診を受け自分の身体と生活習慣を見直してみませんか?
☎ 健康推進課(内線2413～2415)

平成26年度採用 石巻市職員厚生会事務局職員募集

| 職種 | 職務内容 | 採用予定人員 | 受験資格 | 任用期間 | 試験要項の配布場所 |
|------|---|--------|-----------------------------|----------------|-----------|
| 一般事務 | 福利厚生事業の企画、立案、実施に係る事務、予算経理事務、公益企業会計の出納事務、保険・財産形成事業に伴う各種事務手続き、パソコンによる入力作業、その他一般事務 | 1人 | 昭和59年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた方 | 1年(最長5年まで更新可能) | 人事課 |

●試験日 10月20日(日) ●申込受付 10月1日(火)～10日(木) ※詳細は試験要項をご覧ください。
☎ 人事課(内線4069)

表記の見方 ☐ 申し込み ☎ 問い合わせ [先着] 先着順 [抽選] 申し込み多数のときは抽選

電話番号案内 市役所 ☎95-1111 河北総合支所 ☎62-2111 雄勝総合支所 ☎57-2111 河南総合支所 ☎72-2111 桃生総合支所 ☎76-2111
北上総合支所 ☎67-2111 牡鹿総合支所 ☎45-2111 渡波支所 ☎24-0151 稲井支所 ☎95-2171 荻浜支所 ☎90-2111 蛇田支所 ☎95-1442



石巻市役所 〒986-8501 宮城県石巻市穀町14-1 ☎0225-95-1111 FAX 0225-22-4995
開庁時間 午前8時30分～午後5時
ホームページ <http://www.city.ishinomaki.lg.jp/>
発行 石巻市総務部秘書広報課(内線4024) FAX0225-23-4340

次回発行は平成25年10月1日の予定です。
編集/印刷 (株)石巻日日新聞社